

令和 4 年第 3 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 14）

堺 市

目 次

	頁
議案第 93 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例……………	3
議案第 94 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	35

令和4年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年8月23日

堺市長 永藤英機

議案第 93 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第 94 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の 整備等に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加え、「並びに法第28条第3項及び第4項」を「、第28条第3項及び第4項並びに第28条の2第4項」に、「及び休職」を「、休職等」に改める。

第7条第6項中「降任」の次に「(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(法第27条第2項の規定に基づく降給)

5 法第27条第2項の規定に基づく降給は、当分の間、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)附則第41項又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)附則第7項の規定による降給とする。

6 任命権者は、前項に規定する降給を行う場合においては、その旨を当該職員に通知するものとする。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第5条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額に」を「基準給料月額に」に改める。

第17条第3項及び第4項並びに第19条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2第1項中「者」を「職にある者」に改める。

第23条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第15条」を「第6条(第1項を除く。)、第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

41 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第43項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。)とする。

42 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 医師又は歯科医師である職員

(3) 堺市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 堺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

43 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第45項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

44 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

45 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第41項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第43項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

46 附則第43項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第41項の

規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

47 附則第41項から前項までに定めるもののほか、附則第41項の規定による給料月額並びに附則第43項、附則第45項及び前項の規定による給料について必要な事項は、市長が定める。

別表第5中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「237,500」を「243,800」に、「258,000」を「264,800」に、「278,200」を「285,600」に、「293,900」を「301,700」に、「363,400」を「373,000」に、「397,600」を「408,100」に改め、同表の備考中「再任用職員」を「第5条に定めるところにより、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5の2オの表中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、

「

1級	知識又は経験を活用した業務を行う職務
----	--------------------

を

」

「

1級	1 知識又は経験を活用した業務を行う職務
	2 高度な知識又は経験を活用した業務を行う職務

に

」

改める。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第1項中「第4条に」を「第4条第1項に」に改め、「平成28年条例第49号」の次に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加え、同条第2項中「負傷又は病気で」を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3第1項中「規定する者」の次に「(25年以上勤務して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者又は法令の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。))を除く。))」を加え、「定年から10年」を「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」に改め、同条第4項中「第2項」の次に「(前項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加える。

第6条の3第1項の表以外の部分中「第5条の3第1項」の次に「(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同条第2項中「第5条の3第2項」の次に「(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加える。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第8項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条第7項中「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員」を「教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する教員(以下この項において「学校教員」という。))」に、「当該教員」を「当該他団体の教員」に改め、同項ただし書中「本市の教員」を「学校教員」に改め、同条第8項及び第10項中「控除する」を「除算する」に改める。

第9条第3項中「職員が、」を「職員が」に改め、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項中「又は第5条の3」を「、第5条の3又は附則第17項」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第14項から第21項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第19項」を加える。

附則第7項ただし書中「給与条例」の次に「若しくは学校職員給与条例」を、「職員」の次に「又は堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第2項若しくは第3項に規定する給料月額を支給を受ける職員」を加える。

附則第9項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例)

14 当分の間、給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とする。

15 当分の間、前項に規定する職員のうち給与条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料又は学校職員給与条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を支給される職員に対する前項の規定により読み替えて適用する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺

市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額と給与条例附則第43項、第45項又は第46項の規定による給料の額との合計額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額と学校職員給与条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

(1) 医師又は歯科医師である職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

19 給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、第5条の3第1項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳（医師又は歯科医師である職員にあつては、55歳）」とする。

21 当分の間、第5条に規定する者のうち、25年以上勤務して退職した者（その者の

非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。) に対する第5条の3第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第5条の3第1項の表以外の部分中「定年に達する前」とあるのは「60歳（医師又は歯科医師である職員にあっては、65歳）に達する前」と、同項の表及び第6条の3第1項の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（医師又は歯科医師である職員以外の者にあっては、60歳）」とする。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の5及び第7条の6中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第9条第3項中「地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他」を削る。

第10条第4項中「給与額」の次に「(会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額とする。第12条第4項において同じ。)」を加える。

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(堺市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第6条 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず、公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その」を「当該期限は、当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及

び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(以下「管理監督職」という。)

は、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)第21条の2第1項の管理職手当、堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)第4条の管理職手当又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第21条第1項の管理職手当の支給を受ける職(医師又は歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下単に「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による他の職(管理監督職以外の職をいう。以下同じ。)への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に

掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の

職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 医師又は歯科医師である職員については、前項の規定は、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員（異動等により当該年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する条例」を「の条例」に改め、同項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号中「に規定する事由に該当して」を「の規定により」に、「第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して」を「第29条第1項の規定により」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第6条第2項中「同条例」を「退職手当条例」に改める。

（堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規

定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「者(第28条においてこれらを「再任用職員」を「職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「者(以下」を「職員(以下」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の3中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第11条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「公に」を「、公に」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 定年前再任用等

第33条の見出しを「(定年前再任用)」に改め、同条第1項中「再任用(地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項)」を「定年前再任用(地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項)」に改め、同条第2項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第36条第3項及び第4項中「地方公務員法」を「地公法」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第12条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条

の4第1項に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第5条第3項及び第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第6条の見出しを「(短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項中「再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(第26条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定により定められたその者の給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる基準給料月額(第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。))にあっては、これらの給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額)のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第9条中「その者」を「これらの職員」に改める。

第22条第3項、第23条第2項各号及び第24条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「臨時的に任用された職員」の次に「、定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第5条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2

項、第3項及び第5項並びに前項の規定により読み替えて適用する第5条第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 堺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用

を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項、附則第11項又は附則第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

1 4 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額並びに附則第9項、附則第11項及び附則第12項の規定による給料について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		238,800	282,900	312,800	341,800	429,200

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800

別表第3イの表中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

(堺市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 堺市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中堺市職員退職手当支給条例第9条第3項及び附則第9項の改正規定並びに附則第39項の規定は、公布の日から施行する。

(第3条の規定による堺市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第20項及び第21項を除き、以下「暫定再任用職員」という。）は、第3条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項から附則第7項までにおいて単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与条例第4条第1項の規定を適用する。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項の規定による基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項の規定による基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に附則第12項及び第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項及び第4項並びに第19条第5項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3

項の規定を適用する。

7 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新給与条例第6条（第1項を除く。）、第15条、第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、市長が別に定める。

（第4条の規定による堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

10 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。」とする。

11 新退職手当条例第9条第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後に新退職手当条例第9条第3項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（第5条の規定による堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

12 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（第6条の規定による堺市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

13 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第6条の規定による改正前の堺市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項

又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第6条の規定による改正後の堺市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

14 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

15 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第13項の規定による勤務の延長について準用する。

16 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第29項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第22項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実

績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 附則第13項、旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第22項、第23項、第25項、第26項、第28項若しくは第29項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

18 次の表の左欄に掲げる日の前日に同表の中欄に掲げる職員であった者で、引き続き同表の左欄に掲げる日に本市の職員となったものについては、同表の右欄に掲げる勤続期間を本市の勤続期間とみなして前2項の規定を適用する。

平成17年2月1日	美原町の職員	美原町の職員としての勤続期間
平成20年10月1日	堺市高石市消防組合の職員	堺市高石市消防組合の職員としての勤続期間
令和3年4月1日	大阪狭山市の職員	大阪狭山市の職員としての勤続期間

19 附則第16項及び第17項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、附則第16項若しくは第17項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

20 暫定再任用職員（附則第16項、第17項、第22項、第23項、第25項、第26項、第28項又は第29項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

21 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

22 任命権者は、附則第16項の規定によるほか、組合（新定年条例第13条第1項に規定する組合をいう。次項並びに附則第28項及び第29項において同じ。）における附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

23 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第17項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ

って、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

24 前2項の場合においては、附則第19項から第21項までの規定を準用する。

25 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第28項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

26 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第17項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第29項及び第38項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

27 前2項の場合においては、附則第18項から第21項までの規定を準用する。

28 任命権者は、附則第25項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ

って、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

29 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第26項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第17項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

30 前2項の場合においては、附則第19項から第21項までの規定を準用する。

31 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

32 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

33 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

34 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

35 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第16項から第30項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第37項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

36 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

37 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第35項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

38 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短

時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

39 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(第7条の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 施行日から令和14年3月31日までの間における第7条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(第8条の規定による堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 施行日から令和14年3月31日までの間における第8条の規定による改正後の堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(第10条の規定による堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

42 第10条の規定による改正後の堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新公営企業職員給与条例」という。)第21条第4項第1号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは、「、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)及び」とする。

43 暫定再任用職員は、新公営企業職員給与条例第21条第4項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新公営企業職員給与条例第28条の規定を適用する。

(第11条の規定による堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正に伴う経過

措置)

4 4 暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。）については、第11条の規定による改正後の堺市職員及び組織の活性化に関する条例第33条第1項に規定する定年前再任用とみなして、同条の規定を適用する。

（第12条の規定による堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 5 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同項の規定を適用する。

4 6 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員の給料月額、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表に掲げる基準給料月額（新学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員にあっては、当該教育職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。次項において同じ。）のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に附則第12項及び第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

4 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する新給与条例第17条第3項及び第4項の規定、新学校職員給与条例第17条第1項において準用する新給与条例第19条第5項の規定並びに新学校職員給与条例第26条第3項の規定を適用する。

4 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第

22条第3項及び第24条第2項の規定を適用する。

50 新学校職員給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

51 新学校職員給与条例第5条（第1項を除く。）及び第10条の2並びに新学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する新給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

52 附則第45項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

53 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の 整備等に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、及び管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する条例について次の所要の改正その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うため、本条例を制定するものであること。

(1) 次に掲げる条例について、職員の定年引上げ等に関する所要の改正等を行うもの

- ア 堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）
- イ 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年条例第13号）
- ウ 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）
- エ 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）
- オ 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）
- カ 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）
- キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）
- ク 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）
- ケ 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）
- コ 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）
- サ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
- シ 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）

(2) 堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）を廃止するもの

(3) (1)エに掲げる条例について、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に係る規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、1(3)に係る改正規定は、

公布の日から施行するものであること。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第8号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に

該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第8号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第8号とする。

第3条の2の見出しを「(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)」に改め、同条中「第2条第1項ただし書の」を「第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として」に改める。

第11条第6号中「請求」を「承認の請求」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第27条第2項中「対する学校職員給与条例」を「対する堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)」に改める。

第28条第2項の表中「給与条例第25条」の次に「に規定する勤務1時間当たりの給与額」を、「会計年度給与条例第12条」の次に「に規定する勤務1時間当たりの給与額(会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額)」を加える。

第2条 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表及び第19条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時

間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条第2項の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項中「再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項）」を「定年前再任用短時間勤務職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項）」に改め、「で、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

附則に見出し及び次の2項を加える。

（育児短時間勤務をしている職員に係る給与の特例）

- 8 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第41項及び学校職員給与条例附則第7項の規定の適用については、これらの規定中「」とする」とあるのは、「」に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年10月1日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（暫定再任用職員に係る経過措置）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、第2条の規定による改正後の堺市職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条に規定する育児短時間勤務をしている者に対する同条及び新条例第27条第2項の規定の適用については、これらの規定中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは、

「その者の属する職務の級に応じた額」とする。

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の一部改正及び国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項の規定に基づき、本市における非常勤職員に係る育児休業の取得要件等について国家公務員との権衡を図った措置を講じることとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴う堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢制が導入されることを踏まえ、育児休業をすることができない職員の範囲等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

- (1) については令和4年10月1日から施行するもの、(2) については令和5年4月1日から施行するものであること。

令和4年第3回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その14）

令和4年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-22-0075

